

松前町介護保険事故報告事務取扱基準

松前町介護保険事故報告事務取扱基準（平成17年6月1日施行）の全部を改正する。

1 目的

この基準は、次に掲げる規定に基づき、町内の介護サービス事業者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）が提供したサービス（以下「介護等サービス」という。）により、又は町外の介護サービス事業者等が松前町の介護保険被保険者に対して提供した介護等サービスにより発生した事故を把握するとともに、介護サービス事業者等による事故への速やかな対応及び事故防止への取組を支援することにより、サービスの質の向上及び安心して利用できるサービスの提供体制の確立を図ることを目的とする。

- (1) 松前町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松前町条例第11号）
- (2) 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年松前町条例第12号）
- (3) 松前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松前町条例第13号）
- (4) 松前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年松前町条例第14号）
- (5) 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）
- (6) 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号）
- (7) 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号）
- (8) 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号）
- (9) 愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第31号）
- (10) 松前町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年松前町告示第36号）
- (11) 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年3月26日条例第23号）
- (12) 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年3月26日条例第24号）
- (13) 愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針

2 報告すべき事故の範囲

介護サービス事業者等が町に報告すべき事故の範囲は、介護等サービス並びに指定通所介護事業所、共生型通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、共生型地域密着型通所介護事業所及び指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護、共生型通所介護、指定地域密着型通所介護、共生型地域密着型通所介護及び指定療養通所介護以外のサービスを提供した場合における次に掲げる事故（介護サービス事業者等の過失の有無は問わず、利用者の自己過失及び第三者による事故を含む。）とする。

- (1) サービス提供時間（利用者を送迎する時間及び利用者が事業所（施設）内に滞在している時間を含む。）中に利用者が死亡（サービス提供中の疾病による死亡を除く。）し、又は負傷（骨折、打撲、捻挫、脱臼、創傷、やけどその他これらに類するもので医療機関で受診を要したものと^{えん}誤嚥、誤薬をいう。）した事故
- (2) 前号に掲げる事故に該当しない事故であって、利用者の家族等から苦情が出ているもの
- (3) サービス提供時間中に利用者が行方不明になり、当日中に発見できなかった場合又は警察に捜索願が出されたもの
- (4) 食中毒、感染症等で法令により保健所等への報告が義務付けられている事由が発生したもの
- (5) 職員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響があるもの
- (6) その他町が報告の必要があると認めた事故

3 報告の手順

- (1) 介護サービス事業者等は、第2に掲げる事故が発生した場合は、事故報告書（別紙様式）により事故発生後5日以内に介護保険担当課に第1報を提出すること。ただし、死亡事故等の緊急性又は重大性の高い事故が発生したときは、直ちに電話により介護保険担当課に事故の状況等を連絡すること。
- (2) 介護サービス事業者等は、事故発生後おおむね2週間以内に、事故報告書により介護保険担当課に第2報を提出すること。
- (3) 介護サービス事業者等は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で介護保険担当課に連絡すること。
- (4) 介護サービス事業者等は、事故の処理が長期化する場合は、適宜、処理の途中経過を介護保険担当課に報告するとともに、当該事故の処理が完結した時点で介護保険事故報告書を介護保険担当課に提出すること。
- (5) 介護サービス事業者等は、事故報告時又は事故報告後に、必要に応じて介護保険担当課から求められた資料を提出すること。
- (6) 介護サービス事業者等は、第1報提出の時点で事故の処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができる。

4 事故発生後の対応

介護サービス事業者等は、発生した事故に適切に対処するため、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 事故発生時に適切に対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び職員への周知

- (2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事故の再発を防止するための措置

5 報告に対する町の対応

介護保険担当課は、介護サービス事業者等から事故の報告を受けた場合は、当該事故に係る状況を把握するとともに、当該介護サービス事業者等の対応状況に応じ次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 介護サービス事業者等の事故処理が誠意を持って行われ、苦情又はトラブルが発生しないよう必要な指導
- (2) 利用者又はその家族等から介護サービス事業者等の対応に関して町へ苦情等が出された場合は、介護サービス事業者等に対する事実の確認
- (3) 介護サービス事業者等が運営基準等に違反しているおそれがあると判断される場合は、愛媛県への情報提供
- (4) 事故当事者が他市町村介護保険の被保険者である場合において、当該他市町村から協力を求められた場合には、適切な対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町が事故発生に関して特に対応が必要と判断した場合には、必要な対応

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。